

四日市市建築設計業務委託特記仕様書

I. 委託業務概要

1. 件名 内部東小学校仮設特別教室棟増築工事設計業務委託

2. 設計対象施設

(1)場所 四日市市 采女町 地内

(用途地域及び地区の指定: 第一種中高層住居専用地域)

(2)施設概要及び設計業務内容

記号	施設名称	構造規模等	設計業務内容		備考
			基本設計	実施設計	
	内部東小学校	平屋または2階建て(3室) 軽量鉄骨造	○[増築]	○[増築]	別紙2による

・耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

- | | |
|------------|------------|
| 1) 構造体 | I・II・III 類 |
| 2) 建築非構造部材 | A・B 類 |
| 3) 建築設備 | 甲・乙 類 |

3. 設計業務内容及び範囲

(1)設計業務概要

平成31年国土交通省告示第98号に基く(告示別添二)建築物の類型

第七号 1類

	業務内容の項目	対象	
基本設計に関する業務細分率	(1)設計条件等の整理	(i)条件整理	○
		(ii)設計条件の変更等の場合の協議	
	(2)法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i)法令上の諸条件の調査	○
		(ii)建築確認申請に係る関係機関との打合せ	
	(3)上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		
	(4)基本設計方針の策定	(i)総合検討	○
		(ii)基本設計方針の策定及び建築主への説明	
(5)基本設計図書の作成			
(6)概算工事費の検討			
(7)基本設計内容の建築主への説明等			
実施設計等に関する業務細分率	(1)要求の確認	(i)建築主の要求等の確認協議	○
		(ii)設計条件の変更等の場合の協議	○
	(2)法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i)法令上の諸条件の調査	
		(ii)建築確認申請に係る関係機関との打合せ	
	(3)実施設計方針の策定	(i)総合検討	○
		(ii)実施設計のための基本事項の確定	○
(iii)実施設計方針の策定及び建築主への説明			
(4)実施設計図書の作成	(i)実施設計図書の作成	○	
	(ii)建築確認申請図書の作成		
(5)概算工事費の検討		○	
(6)実施設計内容の建築主への説明等			
設計意図の伝達に関する業務細分率	(1)設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等		
	(2)工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		

(2)設計図書の作成

別表1 成果品一覧による。

II. 一般事項

1. 設計業務にあたっては、監督職員と密接な打合せを行い、その指示に従うこと。
なお、打合せは、原則として管理技術者の立会いのもと行うこと。打合せ内容については、速やかに記録を作成し、監督職員に提出すること。
2. 関係各機関(県、市、町、村、消防、NTT、電力、ガス、その他)との設計上必要な打合せ説明、申込、提出書類等の作成は受託者が行い、その結果を文書で監督職員に報告するものとする。
3. 打合せ用の設計図書は、必要に応じて受託者が随時作成するものとする。
(打合せの図面等のサイズは監督職員の指示による。)
4. 管理技術者の資格は、1級建築士又は2級建築士とする。
5. 本仕様書に記載されていない事項は、「四日市市建築設計業務委託共通仕様書」による。

III. 設計図書作成要領

1. 仕様書は、市指定の特記仕様書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築(改修)工事標準仕様書を使用すること。
2. 設計図の作成は、前記仕様書、建築基準法及び消防法等の関係法令に整合した内容とすること。
3. 設計図には、原則として材料の商品名、製造会社名を記入しないこと。
4. 特記仕様書に記載されていない材料等を採用する場合は、事前に監督職員の承諾を得ること。
5. 設計基準については、別紙1に定める基準に準じること。
6. 設計図の編集及び表題は、監督職員の指示による。
7. 設計に当たっては、指示した工事概算予算を検討の上進めること。
8. 設計原図の大きさは、A1又はA2とする。(原則として、新築等A1、改修等A2とする)
9. 設計図書の作成における特記事項は別紙2による。

IV. 官公署その他への手続き

・建築基準法第18条第2項の規定による計画通知、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づく通知書等その他工事に必要な諸管署への手続きは、受託者において行うものとする。なお、計画通知の申請にかかる、初回の申請手数料については、委託者の負担とする。申請内容の不備等により再申請が必要となった場合の手数料は、受託者の負担とする。なお、申請までを委託工期内に行うものとし、申請に伴う指摘事項の修正、確認済証の交付については受託者の責任において行うこと。
中高層条例における標識看板の作成、設置及び設置報告書等の届出は、受託者負担にて行うこととする。

V. その他

1. 設計図書は設計業務の完了後も受託者において改変することなく管理するものとする。
2. 受託者は設計業務終了後も、設計図書の疑義等必要が生じた場合は随時委託者との協議に応じるものとする。
3. 一部下請け(再委託)については事前に監督職員へ届け出、承諾を得た上で決定すること。

VI. 設計者への提示資料

- (1)既設図面(PDFデータ、CADデータ)
(注1)既設図面については、改修等により現況と一致しないことがあるため、現地調査を行うこと。

VII. 履行遅延による遅延金及び契約解除について

- (1)本業務の成果品は別表1の提出期限までに提出すること。
なお、委託者の責めに帰すべき理由がある場合を除き、「別表1」及び「別表2」の各期限までに成果品の提出がない場合は、委託契約書第43条、第44条及び第45条に基づき契約の解除に関する協議を行うこととする。
- (2)最終成果品は、工事発注を行ううえで必要な情報を網羅し、図面、数量算出書、数量調書等の整合が図れたものを履行期間内に提出すること。
なお、委託者の責めに帰すべき理由がある場合を除き、履行期間内に業務が完了することができない場合には、委託業務契約書第52条に基づく損害賠償請求等に関する協議を行うこととする。

別表1 成果品一覧 (○印を適用する)

	成果品	提出部数	提出期限	形態
基本設計	○ 建築計画概要書 ○ 基本設計図 ○ 設備設計概要書	各1部	令和 4年 9月 22日	
実施設計	○ 建築設計図 ○ 電気設備設計図 ○ 機械設備設計図 ○ 外構図	各1部	実施設計図 令和 4年 12月 23日	A3白焼き及びPDF
	構造計算書 山留構造計算書 設備設計計算書	各 部	別表2による	
	○ 積算数量算出書 ○ 積算数量調書	各1部	令和 4年 12月 23日	積算数量調書の作成は、営繕積算システムRIBC2(一般財団法人建築コスト管理システム研究所)によること。
	○ 概算工事費		令和 4年 9月 22日	概算工事費算出時はRIBC2以外の使用も可とする。
	建設計画概要書	部	令和 年 月 日	
	透視図 模型	各 部	令和 年 月 日	
	計画通知関係図書の申請・届出	適宜	令和 年 月 日	申請・届出等に係る修正等の期間を含む。
共通	アスベスト調査箇所報告書	部	令和 年 月 日	

(注1)設計図及び積算内訳書等でOA化されたものは、元データ形式以外にPDF形式も合わせてCD-ROM等に保存し提出すること。

(注2)設計図は、原則としてCAD入力とし、市使用のCADソフト(JW CAD)で読み可能な形式とする。(他の形式から変換した場合は、元データと比較して文字、線種、寸法及び縮尺等に誤りがないことを確認すること。なお、誤りがあった場合は監督職員の指示により受託者は修正を行うこと。)

(注3)提出期限は監督職員の確認及びそれに伴う内容訂正など設計内容の精査が終了した状態で提出する期限とする。なお、監督職員の内容確認に必要な期間は、原則5営業日とする。(ただし、その期間は事前に監督職員と協議し決定することができる。)

(注4)設計を行ううえで必要な納まり、仕上等の打合せは、受託者が必要に応じて、監督職員に適宜申し出を行うこと。なお、打合せが行われずに設計図が提出された場合は、受託者は監督職員の指示により、修正、図面の追加を行うこと。

(注5)見積書においては、原本(印入り、日付あり)を提出すること。また、見積条件は図面及び各社整合しているか十分確認すること。なお、見積書は原則3社以上取り、比較検討すること。

(注6)提出された成果物については、施工図の作成等のため当該施設に係る工事の受注者等に貸与し、使用することがあります。

(注7)アスベスト調査箇所報告書は、監督職員と協議の上、アスベスト含有の可能性のある箇所について、平面図及び写真等にて報告すること。

成 果 物		備考（提出期限）
実 施 設 計	電 気	<input type="checkbox"/> 特記仕様書(市の仕様による)
		敷地案内図
		配置図
		<input type="checkbox"/> 電灯設備図
		<input type="checkbox"/> 動力設備図
		<input type="checkbox"/> 受変電設備図
		自家発電設備図
		避雷設備図
		構内交換設備図
		<input type="checkbox"/> 構内情報通信網設備図
		<input type="checkbox"/> 電気時計拡声設備図
		<input type="checkbox"/> インターホン設備図
		テレビ共同受信設備図
		<input type="checkbox"/> 火災報知設備図
		中央監視制御設備図
		防犯設備図
		<input type="checkbox"/> 構内配線経路図
		<input type="checkbox"/> 構内通信経路図
		計画通知書
		防災計画書
		省エネルギー関係計算書
		<input type="checkbox"/> 各種技術資料
		<input type="checkbox"/> 各種計算書
積 算	<input type="checkbox"/> 電気設備工事積算数量算出書	
	<input type="checkbox"/> 電気設備工事積算数量調書	

○を作成し提出すること。

尚、作成にあたっては、既存建築物等の現地調査を十分行うこと。

成 果 物		備考（提出期限）
実 施 設 計	機 械	<input type="checkbox"/> 特記仕様書(市の仕様による)
		敷地案内図
		配置図
		<input type="checkbox"/> 機器表
		<input type="checkbox"/> 空気調和設備図
		<input type="checkbox"/> 換気設備図
		排煙設備図
		<input type="checkbox"/> 衛生器具設備図
		<input type="checkbox"/> 給水設備図
		<input type="checkbox"/> 排水設備図
		<input type="checkbox"/> 給湯設備図
		<input type="checkbox"/> 消火設備図
		厨房機器設備図
		<input type="checkbox"/> ガス設備図
		焼却炉設備図
		屎尿浄化槽設備図
		ごみ処理設備図
		さく井設備図
		自動制御設備図
		昇降機設備図
		搬送機設備図
		特殊設備図
		<input type="checkbox"/> 屋外設備図
		計画通知書
		防災計画書
		省エネルギー関係計算書
		<input type="checkbox"/> 各種技術資料
		<input type="checkbox"/> 各種計算書
	積 算	<input type="checkbox"/> 機械設備工事積算数量算出書
<input type="checkbox"/> 機械設備工事積算数量調書		

○を作成し提出すること。

尚、作成にあたっては、既存建築物等の現地調査を十分行うこと。

○本業務について、受託者は、業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が以下に掲げる技術基準等に適合するよう業務を実施すること。

<共通>

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ・官庁施設の環境保全性基準
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・ユニバーサルデザインのまちづくり施設 整備マニュアル(三重県)
- ・四日市市景観計画
- ・建築物解体工事共通仕様書・同解説
- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築工事標準単価積算基準
- ・公共建築工事共通費積算基準
- ・公共建築設計業務委託共通仕様書
- ・官庁施設の設計業務等積算基準・同要領

<建築>

- ・建築工事設計図書作成基準
- ・公共建築工事標準仕様書
- ・公共建築改修工事標準仕様書
- ・公共建築木造工事標準仕様書
- ・敷地調査共通仕様書
- ・建築設計基準
- ・建築設計基準の資料
- ・建築構造設計基準
- ・建築構造設計基準の資料
- ・木造計画・設計基準
- ・木造計画・設計基準の資料
- ・構内舗装・排水設計基準
- ・構内舗装・排水設計基準の資料
- ・建築工事標準詳細図

<建築積算>

- ・公共建築数量積算基準
- ・建築工事内訳書(市指定の様式)

<建築設備>

- ・建築設備工事設計図書作成基準
- ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
- ・公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)
- ・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)
- ・公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)
- ・建築設備計画基準
- ・建築設備設計基準
- ・雨水利用・排水再利用設備計画基準
- ・建築設備耐震設計・施工指針
- ・建築設備設計計算書作成の手引き

<建築設備積算>

- ・公共建築設備数量積算基準
- ・建築設備工事内訳書(市指定の様式)

※上記基準等の改訂年度については、最新のものを採用すること。

内部東小学校仮設特別教室棟増築工事設計業務委託 設計業務内容

1. 特記事項

(1) 一般事項

① 設計業務について

- ・仮設特別教室棟の増築について、原則別添配置図で示した位置とするが、構造、動線等の検討を行い、基本設計において、増築場所の確定及び改修方針の決定を行い、実施設計を行うこと。また、既存不適格建築物の確認を行うこと。
- ・既設図面等を参考に現地調査を行い、既設図面を作成すること。
- ・増築計画上、移設、改修または撤去が必要なものについても検討、設計を行うこと。
- ・関係法令に基づき、各種申請等の手続きについて、リストを作成すること。また、特記仕様書に明示すること。

② 設備工事について

- ・増築・改修に伴い、現場の状態を十分に調査し、既設配線配管（地中埋設物共）を確認すること。なお、建築電気設備・建築機械設備が支障となる場合には、移設、迂回させる等既設の位置及び接続経路等を明確に記載すること。
- ・増築・改修に伴い、工事対象範囲外においても機能を満足させるよう必要に応じて、建築電気設備・建築機械設備の改修計画の検討を行うこと。
- ・増築・改修に伴い、既存設備の容量、配管勾配等を検討すること。

(2) 積算

① 積算数量算出調書について

- ・調書の書式や作成要領について、事前に監督職員と協議し指示に従うこと。
- ・学校ごと、工種ごとに作成すること。

② 積算数量調書について

- ・調書の作成は、R I B C 2により行うこと。
- ・R I B C 2は受注者の負担により、期限付きライセンスを取得すること。なお、ライセンス期間は最小限となるよう業務を実施し、延期等が発生した場合の料金は、原則、受注者の負担とする。
- ・R I B C 2による調書の作成要領等については、事前に監督職員と協議し指示に従うこと。

③ 見積りに関して

- ・見積りは原則3社以上とする。
- ・見積りの宛名は「四日市市長」とすること。
- ・見積り内容が同様の仕様であり、比較ができるようにすること。
- ・見積り比較表および見積り業者リストを作成すること。
- ・見積り調整率については監督職員と協議のうえ決定すること。なお、特殊な工事等に関しては市場状況を調査のうえ適切な調整率を提案すること。
- ・見積り業者は、原則、その工事を直接請け負った実績があること。総合建設業主体の業者による見積りは不可とする。

(令和4年度)

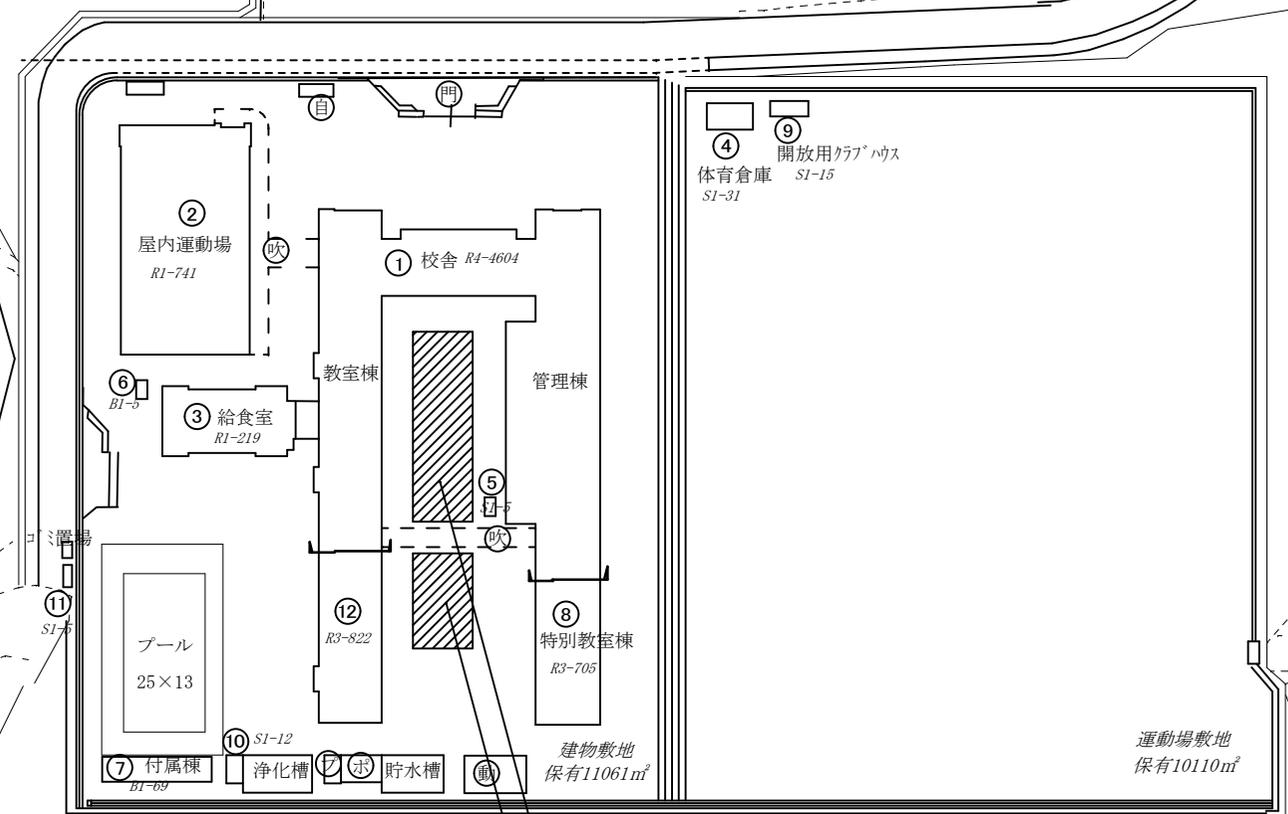
凡例

建物

- 未 未とりこわし建物
- 危 危険建物
- 借 借用建物
- 一 一時使用建物
- 屋外 屋外教育環境整備事業によるもの

建物以外の工作物

- 自 自転車置場
- 動 動物小屋
- 吹 吹抜け渡廊下
- 門 正門、通用門
- 簡 簡易な小規模構造物
- ボ ポンプ室
- キュービクル



仮設特別教室棟増築 計240㎡程度

その他 保有31,343㎡
(うち学校南西側学校林 約17,700㎡)

学校林

